

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
……………（同）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
……………（同）…四
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………
……………（建設局道路管理部監察指導課）…五

告示

●東京都告示第千二百三十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

（一） 商号

株式会社N・Nine

（二） 代表者氏名

代表取締役 黒川 友太

（三） 主たる事務所の所在地

豊島区南池袋一丁目十六番十五号
ダイヤゲート池袋五階

（四） 免許証番号

東京都知事(1)第一〇九六九二号

（五） 免許年月日

令和五年八月十八日

二 処分年月日 令和六年十二月十日

三 処分内容 業務の全部の停止十日間（令和七年一月六日から同月十五日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千二百三十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（北区赤羽北二丁目地内）

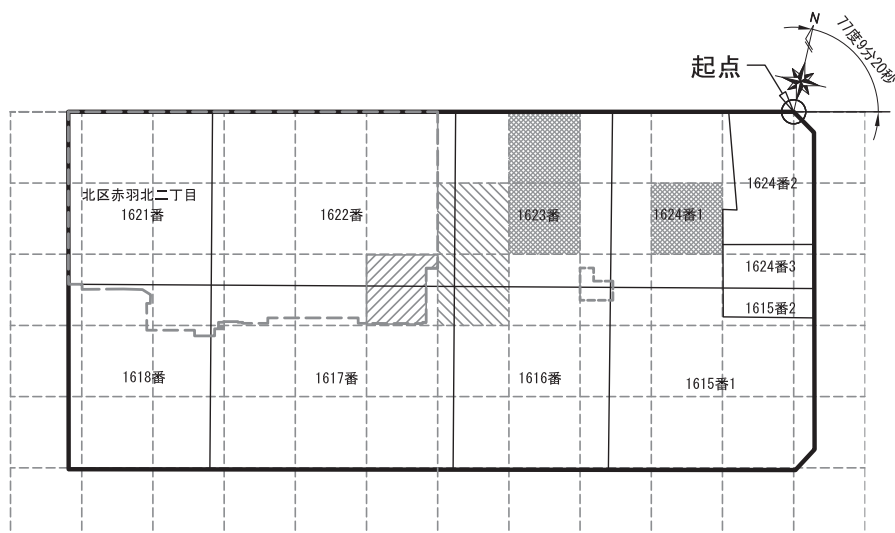
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別圖



【起点】

起点は、北区赤羽北二丁目1624番2の最北端とする。

X座標：-23596.338，Y座標：-11244.230

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（77度9分20秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

—【凡例】—

単位区画

敷地境界

調查對象地

筆境界

 要措置区域
(この告示により指定する区域)

 要措置区域
(令和4年東京都告示第1389号により指定した区域)

 **要措置区域**
(令和4年東京都告示第1155号により指定した区域)

●東京都告示第千二百三十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十二月十八日

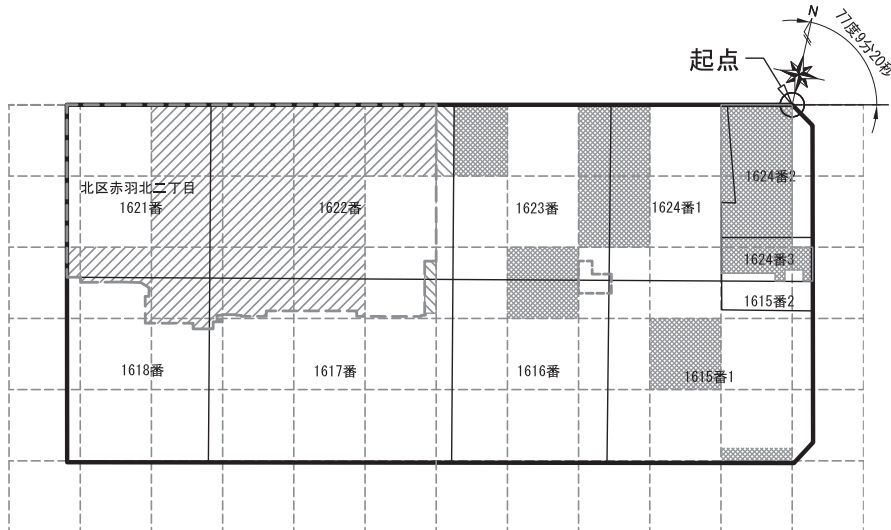
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽北二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、北区赤羽北二丁目1624番2の最北端とする。

X座標：-23596.338、Y座標：-11244.230

※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（77度9分20秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第1390号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第1156号により指定した区域)

●東京都告示第千二百三十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第六百四十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十二月十八日

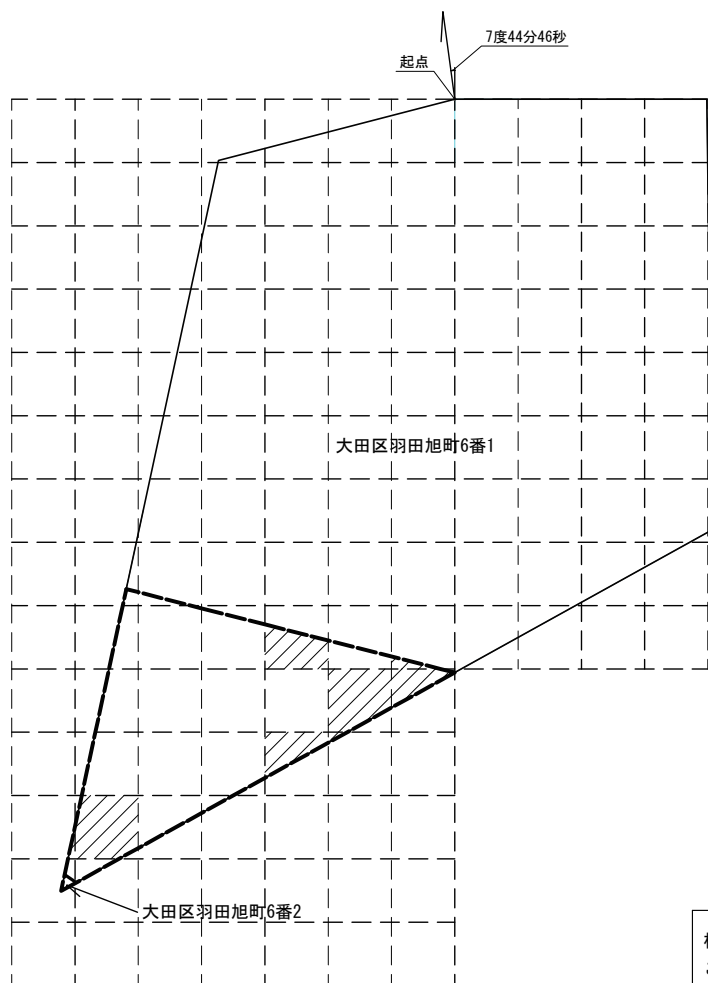
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区羽田旭町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査範囲
- 筆境界
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、大田区羽田旭町6番1
の最北端とする。

【格子の回転角度(7度44分46秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和六年東京都告示第七百三十五号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和六年十二月十八日

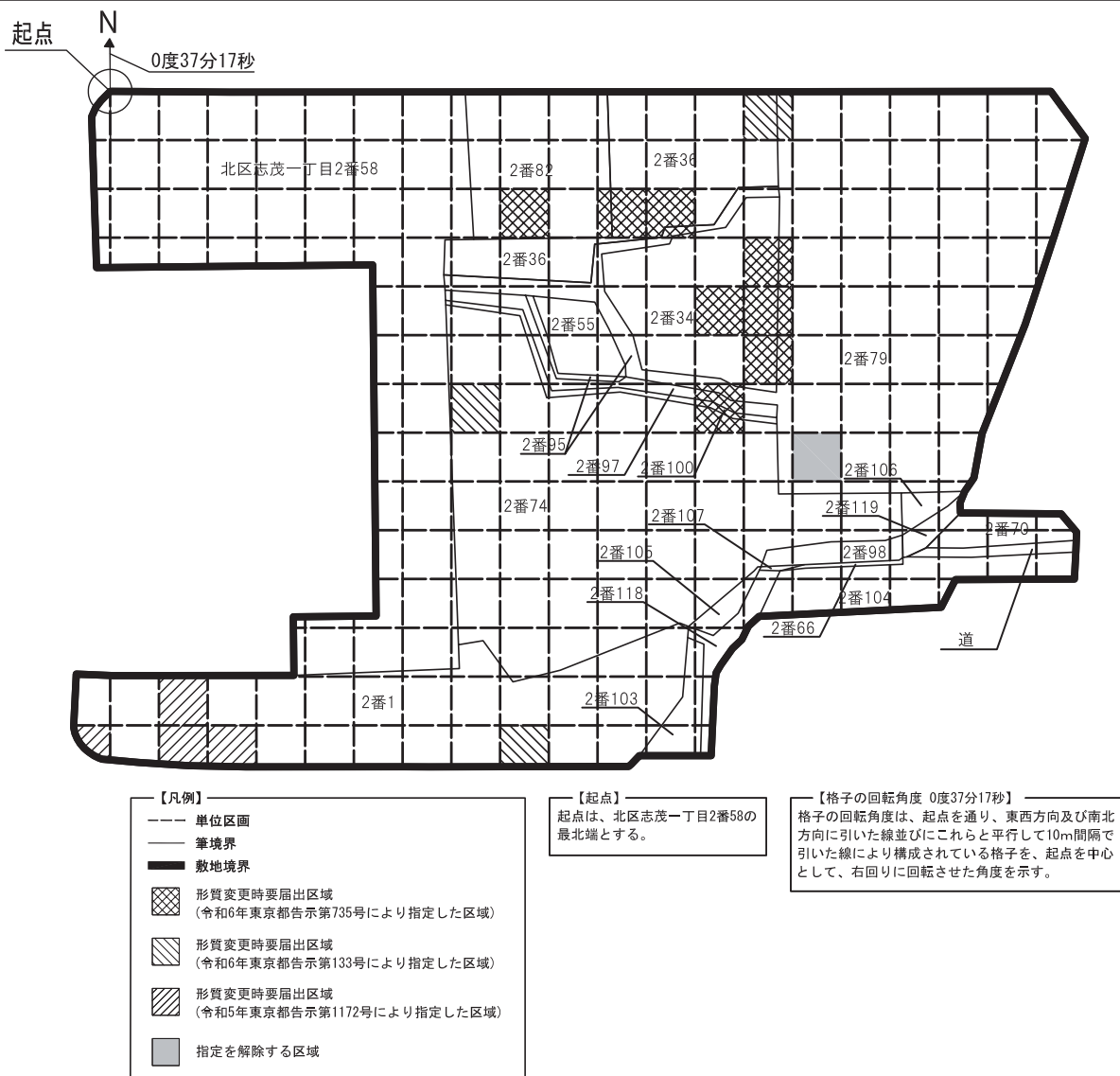
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区志茂一丁目
地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千二百四十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年十二月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道王子金町市川線

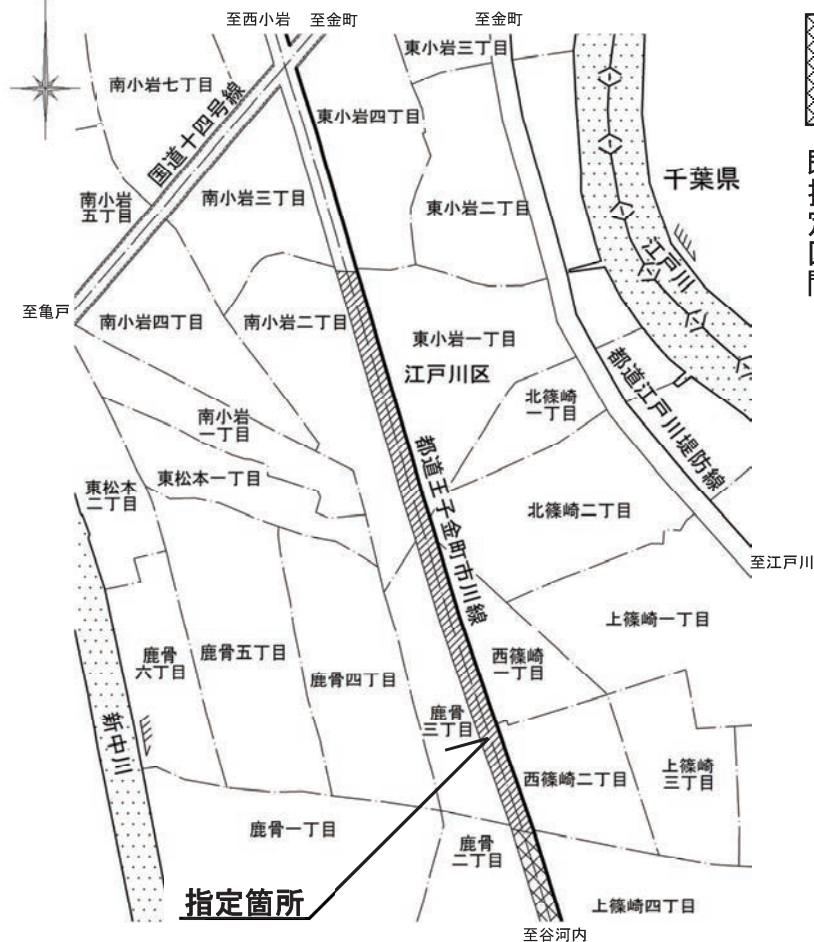
二 指定する区間 江戸川区南小岩二丁目百八十八番一地从先から同区上篠崎四丁目百八十三番地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別圖

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

江戸川区南小岩二丁目、上篠崎四丁目



（電線共同溝予定名称 王子金町市川・二号）
既指定区間

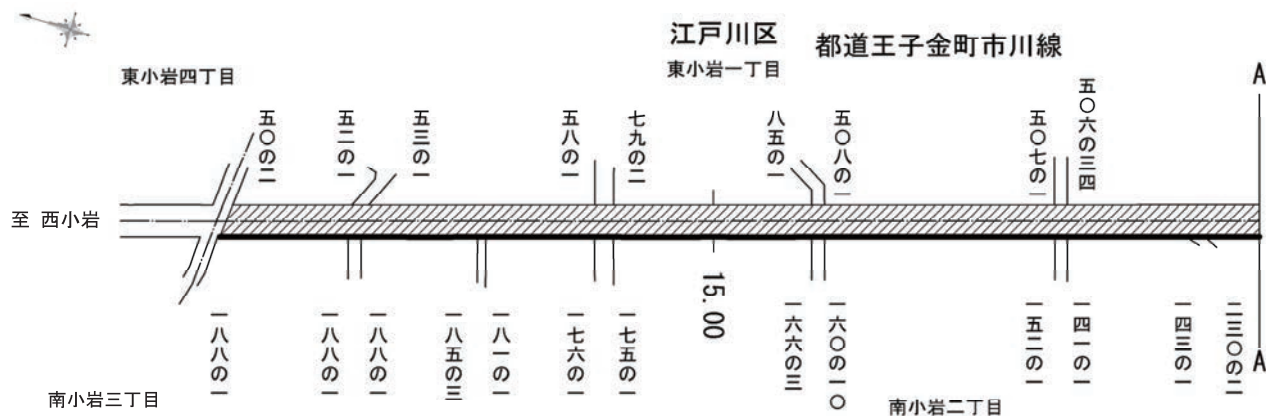
延長一、五八八・一〇メートル

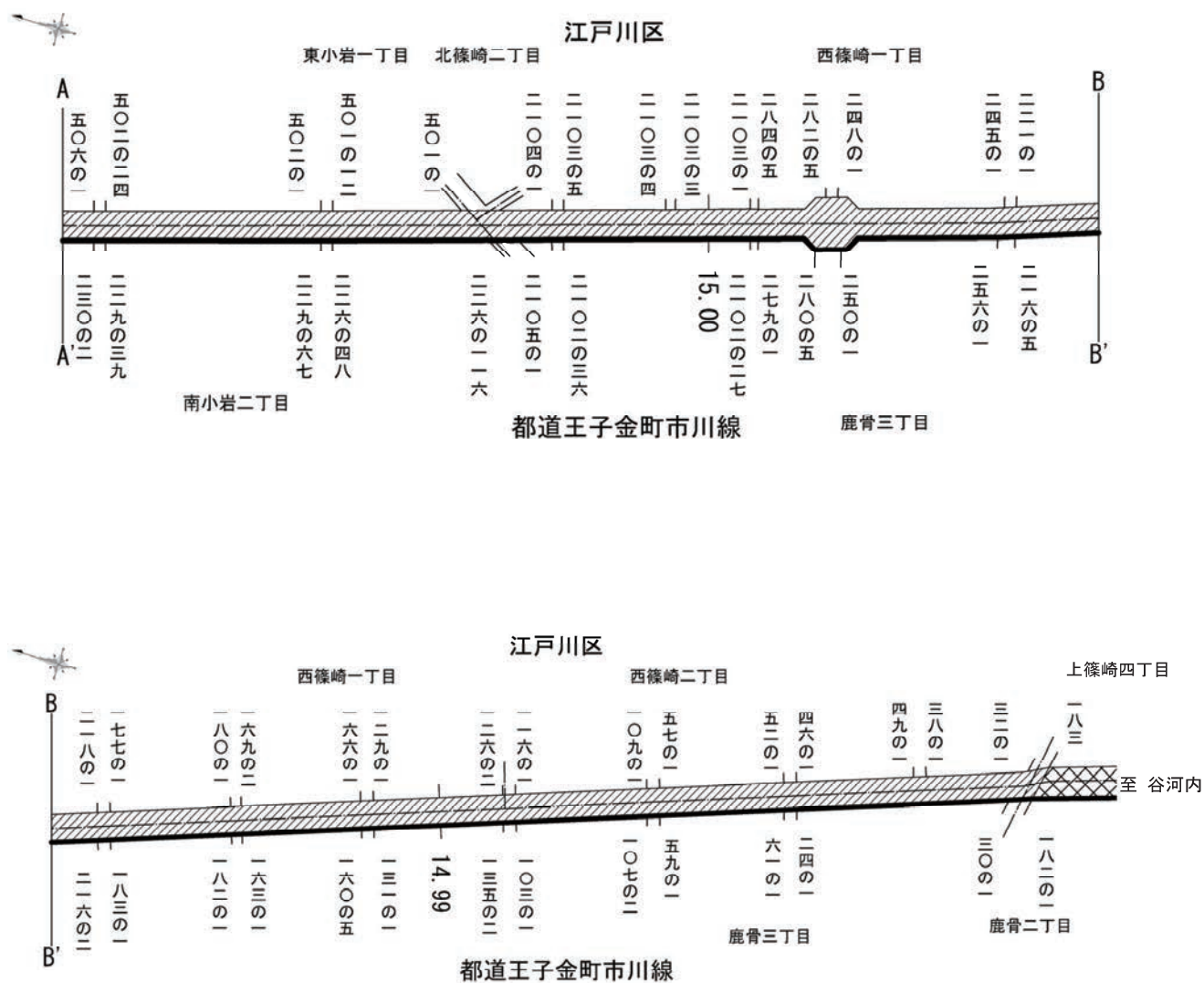
指定区間

特別区道

都道

国
道





発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051